

# 岡山県地域公益活動推進センター設立のご案内



## 設立趣意書

今日、少子高齢化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化するなかで、孤立死・自殺・ひきこもりなどの「社会的孤立問題」、虐待などの「権利侵害問題」、さらには低所得者の増大などの「生活困窮問題」等、複雑かつ多様な問題が起こってきています。これらの問題の多くが、既存の制度では十分な対応が難しい「制度の狭間の問題」であるため、こうした問題の解決やニーズの充足に積極的に取り組むことを本旨とする社会福祉法人に新たな役割が求められています。

今後、岡山県においても、社会福祉法人（福祉施設）や社会福祉協議会が分野や立場を超えてつながり、「オール岡山」で地域公益活動を展開することで、制度の狭間の問題にきめ細かく対応し、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会」の実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えています。

こうした現在の問題状況に対する考えから、この度、県域全体での取組展開を図っていくための推進組織である「岡山県地域公益活動推進センター」を設立することとします。各社会福祉法人並びに各市町村域による主体的な取組の輪を広げるとともに、地域に対してその取組を積極的に発信していくため、5つの柱を軸に、各種事業を行ってまいります。

最後に、昨年、民生委員制度が創設100周年を迎えました。「福祉県 岡山」のこの地において、今一度、わたしたち社会福祉法人関係者は、福祉諸制度が存在しなかった時代に私財を投じて慈善救済に取り組んだ先人・先達の偉業に思いを寄せ、その志しや理念を、このたびのオール岡山での取組を契機に、さらに未来へつないでまいりたいと考えております。

上記趣旨に是非ともご理解を賜り、多くの方々のご賛同ご参画をお願い申し上げます。

### 【岡山県地域公益活動推進センター運営委員会 構成団体】

岡山県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・岡山県社会福祉法人経営者協議会・岡山県老人福祉施設協議会・岡山県障害福祉施設等協議会・岡山県保育協議会・岡山県児童養護施設等協議会・岡山県保護施設協議会・岡山県民生委員児童委員協議会・岡山県共同募金会

## オール岡山の取組促進に向けて

### 【岡山県における地域公益活動の基本理念】

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人は分野や立場を超えてつながり、あらゆるニーズに耳を傾け、オール岡山で制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を行います。

### 【基本的な考え方】

- ① 社会福祉法人が主体的に取り組んでいく
- ② 県域ネットワークを構築し、県域ニーズへの対応や各市町村における地域公益活動推進のための基盤整備（支援）を行う
- ③ 地域ニーズに柔軟に対応できる事業を展開していくため、全ての市町村域における社会福祉法人のネットワーク構築を目指す
- ④ 県域ネットワークによる県域ニーズへの対応と、市町村域ネットワークによる地域ニーズへの対応を並行して進めていく
- ⑤ ニーズを的確にキャッチする仕組みを整備し、新たなサービスや社会資源の開発・政策提言等（ソーシャルアクション）を行う
- ⑥ 社会福祉法人のネットワークを中心に、行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働をはかる
- ⑦ 県域ならびに各市町村において地域公益活動に取り組む人材を育成する
- ⑧ 地域公益活動の情報発信（見える化）を行う

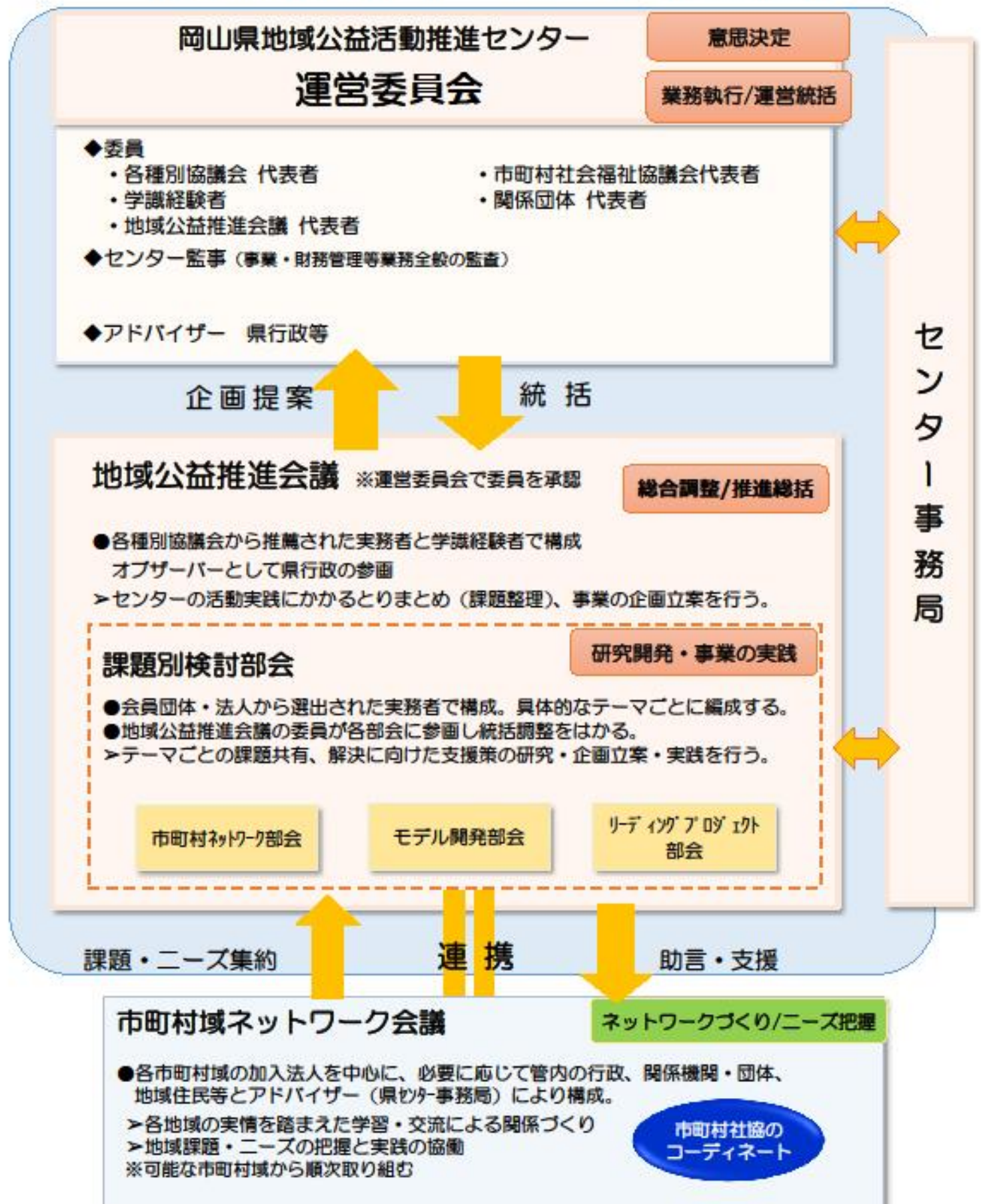
## 岡山県地域公益推進センター 主要5つの事業

5年計画（H30～34）



多様な手段を活用して「見える化」を行います！  
《情報発信・普及啓発／ソーシャルアクション》

# 岡山県地域公益活動推進センターの組織体制・推進体制





## 岡山県地域公益活動推進センターの設立に関するQ&A

### よくあるご質問（FAQ）

Q1. なぜ県域センターが必要ですか？

- A1. ①社会福祉法人制度改革で問われているのは、社会福祉法人全体のあり方といえます。この対応に向けては、1法人ごとの取組は勿論のこと、各都道府県が一丸となって全体的な取組をアピール（見える化）していくことが求められます。
- ②社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われており、高い公益性を有する特別の法人に 相応しい役割として、地域社会に積極的に貢献していくことが社会福祉法人全体に求められています。こうした観点から本県においても「オール岡山」での取組促進、情報発信のための県域のプラットフォームを構築する必要があります。
- ③こうした県域での取り組みは、全都道府県（既実施25／準備中22）において進められています。（H28 末時点）

Q2. 会員となるメリットは何ですか？

- A2. ①県内全体（オール岡山）の社会福祉法人の取組姿勢が評価されます。
- ②各施設・事業所、社協等による協働実施体制ができることで、より少ない負担で、お互いの強みを活かした取組がしやすくなります。また、ネットワークの立ち上げや取組の強化・充実に向けた支援が受けられます。
- ③各種の制度の狭間に関する先進モデル（取組プロセス・ノウハウ）についての情報提供が受けられます。
- ④制度理解や各種の制度をテーマとした講座・研修等の受講について会員特典が受けられます。
- ⑤県域センターからの多様な手段を通じた情報発信により、県民及び各種関係機関・団体等へのPR（見える化）が行えます。

### 【 問合せ先 】

岡山県社会福祉協議会 地域公益活動推進特命チーム  
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階  
TEL：086-226-2835  
URL：<http://fukushiokayama.or.jp/>  
（TOPページ「地域福祉について」⇒「岡山県地域公益推進センター」）